

株式会社 京都銀行

京都市下京区扇丸通松原上る
郵便番号600-8652

裁判員制度に関する休暇制度を新設します！

京都銀行（頭取 柏原 康夫）では、平成 21 年 5 月までに開始される裁判員制度に対応するため、当行の従業員およびパートタイマーが裁判員候補者または裁判員（補充裁判員を含む）に選ばれて裁判所に出頭する場合、通常の年次有給休暇とは別に、その必要となる日数・時間について有給休暇を取得できる制度を新設しますのでお知らせいたします。

当行では、従業員が裁判員候補者または裁判員（補充裁判員を含む）に選任された場合に、安心して本制度に参加し、その責務を果たすことができる環境を整備することにより、裁判員制度の円滑な運営に協力してまいります。

記

1. 対象者

従業員およびパートタイマー

2. 休暇の内容

(1) 休暇日数

裁判によって審理日数が異なるため、休暇取得可能日数に上限は設けず、その必要な日数・時間とします。

(2) 休暇の形態

有給休暇（通常の年次有給休暇とは別枠とします）

3. 実施日

平成 20 年 4 月 1 日（火）

以上